

3月号

労基ニュース

(公社)東基連 足立荒川労働基準協会支部

〒114-0022

北区王子本町1-22-3

TEL 03-5948-5341

FAX 03-5948-5653

当支部HPパスワード

☎「aa5948」

〈足立荒川労働基準協会支部からのお知らせ〉

支部行事のご案内

『令和6年度 支部幹事会』

開催日時：令和6年4月23日(火) 15:30～

開催場所：シアター千住 講義室

『令和6年度 支部会員総会』

開催日時：令和6年5月15日(水) 17:15～

開催場所：シアター千住 講義室

◆今年度は4年ぶりに会員総会后、懇親会を予定しておりますので、ぜひ、ご参加ください。

支部講習会のご案内

『令和6年度 雇入れ時安全衛生教育講習会』(労働安全衛生法第59条関連)

●会場とオンラインのハイブリッド方式で開催いたします。

会場：中労基協ビル4階 千代田区二番町9-8(両日とも)

〈新規採用者対象〉～ビジネスマナー講習も同時に行います～

開催日時：令和6年4月9日(火) 13:00～17:00

講習内容：○ビジネスマナーの基本(正しいあいさつの仕方・電話での応対等)

○新入社員の心構え ○安全衛生法の概要

○安全で快適な環境のために、日常生活でも気を付けることなど

会場定員：30名

受講料：会員 4,070円 一般 6,070円 (テキスト・資料代・消費税含む)

〈中途採用者・再雇用者等経験者対象〉

開催日時：令和6年4月10日(水) 14:00～16:40

講習内容：○安全衛生法の概要 ○仕事と安全・健康とのつながり等

○高齢者の労働災害防止のポイント等

会場定員：20名

受講料：会員 3,080円 一般 5,080円 (テキスト・資料代・消費税含む)

※ご案内・お申込書を同封いたしました。

『令和6年度 危険予知訓練研修会』

開催日時：令和6年5月22日(水) 9:30～16:40

開催場所：東京都東職業能力開発センター(足立区綾瀬5-6-1)

受講料：会員 8,800円 一般 11,000円

※ご案内・お申込書を同封いたしました。

○労働災害は、一瞬にして、働く人の生命や身体・健康を損なうものであり、事業者は働く人々と協力して、災害の起きにくい職場環境を造っていく必要があります。

危険予知訓練は職場にひそむ危険性や有害性等の危険要因を発見し解決する能力を高める手法で、「どのような危険がひそんでいるのか」、「危険なポイントは」、「あなたならどうする」、「私たちはこうする」を参加者で話し合い、考え合うことにより危険のポイントを行動する前に解決する訓練です。

「有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（案）」について労働政策審議会から妥当との答申がありました ～個人ばく露測定に係る測定精度の担保等～

厚生労働大臣は、令和6年2月21日、労働政策審議会に対し、「有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令案要綱」について諮問を行いました。

この諮問を受け、同審議会安全衛生分科会（分科会長 高田礼子 聖マリアンナ医科大学予防医学教室主任教授）で審議が行われ、同日、同審議会から妥当であるとの答申がありました。

この改正は、個人ばく露測定※について、その測定精度を担保等するため、個人ばく露測定を行う者の要件を定める等の改正を行うものです。

厚生労働省は、この答申を踏まえて省令の改正作業を進めます。

※労働者の身体に装着した試料採取機器等を用いて行う方法により、労働者のばく露の程度（労働者の呼吸域における物質の濃度）を測定すること。

【省令改正案のポイント】

- 1 法令で実施が義務付けられている個人ばく露測定※については、当該測定の①デザイン及びサンプリング、②サンプリング、③分析を、それぞれの区分に応じて定める要件に該当する者に行わせることを事業者が義務付ける。
- 2 1の要件の中で修了が必要な講習を行う者を「登録個人ばく露測定講習機関」とし、当該機関の登録基準等を定める。
- 3 公布日：令和6年3月下旬（予定）

施行日：令和8年10月1日（2の一部規定は令和6年7月1日）

※有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）第28条の3の2第4項第1号等や特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）第38条の21第2項及び第4項に基づく個人ばく露測定。

❖当支部ホームページ「会員専用」から「有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令案の概要等（諮問）」がご覧になれますのでご活用ください。

「令和5年度化学物質管理に係る専門家検討会」の報告書が公表されました

厚生労働省が「化学物質管理に係る専門家検討会」（座長：城内博 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センター長）の令和5年度報告書を取りまとめ公表したことが令和6年1月31日付けにて報道発表されました。

この報告書は、令和4年5月に公布された、労働安全衛生法による新たな化学物質規制などを円滑に施行するため、技術的な事項を専門家が検討した結果を取りまとめたものです。

リスクアセスメント対象物※に労働者がばく露される程度を厚生労働大臣が定める基準以下としなければならないことが規定されたことを踏まえ、報告書では、物質ごとのばく露濃度の基準値（濃度基準値）とその基準値を満たしていることを確認するための測定精度の担保の仕組みなどを整理しています。

厚生労働省は、この報告書で提言された事項を法令などに盛り込み、化学物質による労働者の健康障害防止対策をより一層充実していきます。

※労働安全衛生法に基づきリスクアセスメントの実施が義務付けられている物質

❖当支部ホームページ「会員専用」から「令和5年度化学物質管理に係る専門家検討会」報告書（概要）がご覧になれますのでご活用ください。

東京労働局管内における「外国人雇用状況」の届出状況（令和5年10月末現在）

東京労働局（局長 美濃 芳郎）はこのほど、令和5年10月末現在の東京労働局管内の外国人雇用についての届出状況を取りまとめ公表しました。

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間、在留カード番号などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）に届け出ることを義務付けています。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者です。（特別永住者、在留資格「外交」「公用」の者を除く）

数値は令和5年10月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したものです。

※特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。

【届出状況のポイント】

- ① 外国人労働者数は 542,992 人で、前年同期比で 42,903 人 (8.6%) 増加 (平成 19 年に届出が義務化されて以降、過去最高を更新)。
- 国籍別では、中国が最も多く 172,302 人 (外国人労働者数全体の 31.7%)。次いでベトナム 83,708 人 (同 15.4%)、ネパール 43,935 人 (同 8.1%)、韓国 38,885 人 (同 7.2%)、フィリピン 38,102 人 (同 7.0%) の順。対前年伸び率は、インドネシア (38.8%)、ミャンマー (38.4%)、ネパール (10.8%)、フィリピン (10.2%)、ベトナム (6.4%) が高い。
 - 在留資格別では、「専門的・技術的分野」が最も多く 212,603 人で、前年同期比 28,909 人 (15.7%) の増加。次いで、永住者や日本人の配偶者など「身分に基づく在留資格」が 149,492 人 (同 7,503 人 (5.3%) の増加)、「資格外活動」が 132,779 人 (同 43 人 (0.03%) の減少)、と続く。なお、「資格外活動 (うち留学)」については 101,420 人 (同 812 人 (0.8%) の減少) であり、「資格外活動」全体の 76.4% を占める。
 - 産業別では、「宿泊業、飲食サービス業」が最も多く 110,394 人 (外国人労働者数全体の 20.3%、前年同期比 5.1% 増加)。次いで「卸売業、小売業」が 90,937 人 (同 16.7%、同 6.4% 増加)。
- ②外国人労働者を雇用する事業所数は 79,707 か所で、前年同期比 3,496 か所 (4.6%) 増加 (平成 19 年に届出が義務化されて以降、過去最高を更新)。
- 産業別では、「卸売業、小売業」が最も多く 18,332 か所 (外国人雇用事業所全体の 23.0%、前年同期比 4.7% 増加)。次いで「宿泊業、飲食サービス業」15,633 か所 (同 19.6%、同 1.9% 増加)。

令和 6 年 4 月から労働条件明示のルールが改正されます

標記に係る Q & A が厚生労働省ホームページに掲載されていまして、一部ご紹介します。なお当支部ホームページ「会員専用」より、そのすべてがご覧になれますのでご活用ください。

- Q 今回の改正を受けて、既に雇用されている労働者に対して、改めて新たな明示ルールに対応した労働条件明示が必要か。
- A 既に雇用されている労働者に対して、改めて労働条件を明示する必要はない。新たな明示ルールは、今般の省令・告示改正の施行日である令和 6 年 4 月 1 日以降に締結される労働契約について適用される。もっとも、労働条件に関する労働者の理解を深めるため、再度の明示を行うことは望ましい取組と考えられる。また、有期契約労働者については、契約の更新は新たな労働契約の締結であるため、令和 6 年 4 月 1 日以降の契約更新の際には、新たなルールに則った明示が必要となる。
- Q 就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲の明示について、「変更の範囲」とは、当該労働契約の期間中における変更の範囲を指すと解してよいか。例えば、直近の有期労働契約の期間中には想定されないが、契約が更新された場合にその更新後の契約期間中に命じる可能性がある就業の場所及び業務について、明示する必要はないという理解で良いか。
- A 就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲とは、当該労働契約の期間中における変更の範囲を意味する。このため、契約が更新された場合にその更新後の契約期間中に命じる可能性がある就業の場所及び業務については、改正労基則において明示が求められるものではない。もっとも、労働者のキャリアパスを明らかにする等の観点から、更新後の契約期間中における変更の範囲について積極的に明示することは考えられる。

令和 6 年度の労災保険料率に変更されます

次ページに令和 6 年 4 月 1 日施行の労災保険料率表を掲載いたしましたので、ご参照ください。

労 災 保 険 率 表

(単位：1/1,000)

(令和6年4月1日施行)

事業の種類の分類	業種番号	事業の種類	労災保険率
林業	02 又は 03	林業	52
	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	18
漁業	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	37
	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	88
鉱業	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	13
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5
	25	採石業	37
	26	その他の鉱業	26
	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	34
建設事業	32	道路新設事業	11
	33	舗装工事業	9
	34	鉄道又は軌道新設事業	9
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	9.5
	38	既設建築物設備工事業	12
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6
	37	その他の建設事業	15
製造業	41	食料品製造業	5.5
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4
	44	木材又は木製品製造業	13
	45	パルプ又は紙製造業	7
	46	印刷又は製本業	3.5
	47	化学工業	4.5
	48	ガラス又はセメント製造業	6
	66	コンクリート製造業	13
	62	陶磁器製品製造業	17
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	23
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	6.5
	51	非鉄金属精錬業	7
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	5
	53	鋳物業	16
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	9
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	6.5
	55	めつき業	6.5
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	5
	57	電気機械器具製造業	3
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	4
59	船舶製造又は修理業	23	
60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	2.5	
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	
61	その他の製造業	6	
運輸業	71	交通運輸事業	4
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	8.5
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	9
	74	港湾荷役業	12
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13
	93	ビルメンテナンス業	6
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5
	97	郵便業、放送業、新聞業又は出版業	2.5
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5
94	その他の各種事業	3	
	90	船舶所有者の事業	42